

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産 第 1 2 号

平成8年4月12日

東北通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行ってください。

記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。


なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産サ第 1 2 号

平成 8 年 4 月 1 2 日

関東通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行ってください。

記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。

なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産サ 第 1 2 号

平成 8 年 4 月 1 2 日

中部通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行ってください。

記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。

なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産サ第 1 2 号

平成 8 年 4 月 1 2 日

近畿通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長

近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行ってください。

記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。

なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産 サ 第 1 2 号

平成8年4月12日

中国通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長



近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行って下さい。

記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。


なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産 第 1 2 号

平成 8 年 4 月 1 2 日

四国通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行ってください。

記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。

なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産サ第 1 2 号

平成 8 年 4 月 1 2 日

九州通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長



近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行って下さい。

記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。

なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

ゴルフ会員権の分割に係る取扱いについて

8 産サ第 1 2 号

平成 8 年 4 月 1 2 日

沖縄総合事務局 通商産業部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長

近年、会員制事業者が預託金返還対策として安易に会員権を分割する事例が増加しており、分割により既存会員が不利益を被る可能性があること等にかんがみ、会員制事業者の会員に対する情報開示等を促進し、会員の権利を保護することが必要不可欠となっています。

については、ゴルフ会員権の分割に関し、下記のとおり事業者に対する周知・指導を行ってください。

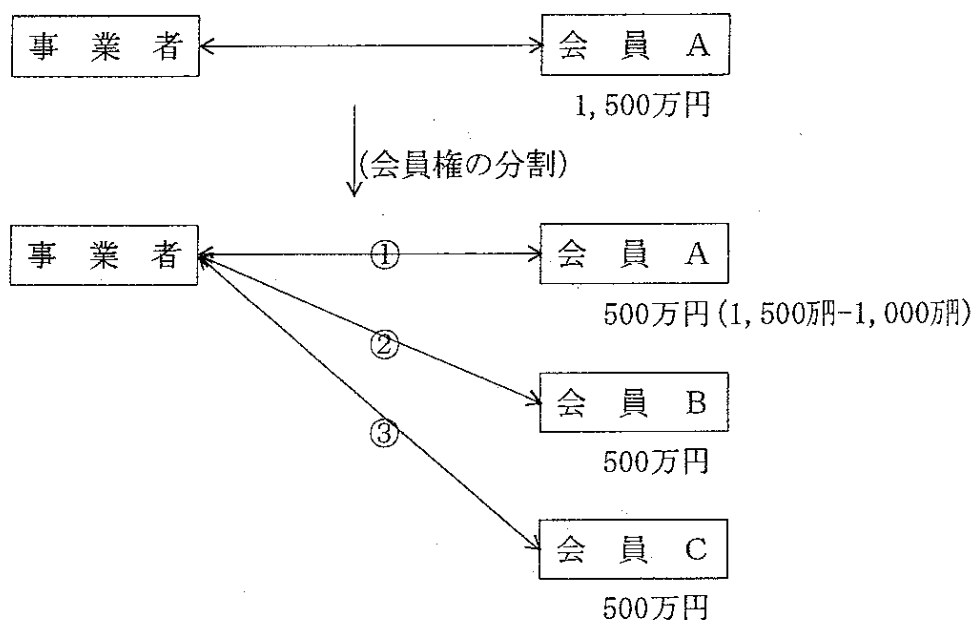
記

ゴルフ会員権の分割により、事業者と会員との間の既存の契約関係の変更に加え、分割によって増加した分の新たな契約関係が生じることから、ゴルフ会員権の分割に当たっては、分割により増加する分の会員権についてゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の対象として扱うこと。

なお、この場合には、当然、同法の全ての規定が適用されることとなる。

(参考)

会員権分割に係る取扱いについて
(1,500万円の会員権を3分割した場合の例)



- ・ ①は、既存契約の変更（額面の減額）、②、③はこれまで存在しなかった契約関係であるため、新規契約
- ・ 「金銭」の流れは、(1)会員Aの有する会員権が1,500万円から500万円に減額されたことにより、会員Aが事業者から1,000万円の返還を受け、(2)会員Aは、返還を受けた1,000万円を原資として、例えば家族B、C名義で500万円の会員権を購入する、という形になる。
- ・ 実際の分割に際しては、分割された分の名義が元の会員権と同じになる場合や家族など他人名義になる場合、無記名式になる場合、また、各々の会員権の金額が等分に分割されない場合など、様々なケースが考えられるが、分割前の既存契約以外の契約関係が生じることには変わりがなく、会員契約適正化法上は同様の扱いとなる。